

厚生食監発 0417 第 1 号

令和 6 年 4 月 17 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 麻痺性貝毒等に係る監視指導の強化について

麻痺性貝毒等を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、御対応いただいているところです。

本年も各地で麻痺性貝毒による二枚貝等の出荷の自主規制が報告されていることから、別添のとおり農林水産省から各都道府県水産部局宛てに貝毒に係る監視の強化及び漁業関係者への指導の徹底が要請されました。

つきましては、麻痺性貝毒等による食中毒発生防止の観点から、引き続き水産部局と連携して、麻痺性貝毒等による貝類の毒化が確認された海域における出荷規制の徹底を図るとともに、毒化が確認されていない海域についても、貝類の検査を実施し、規制値を超える麻痺性貝毒等が検出される貝類が出荷されることのないよう必要な対策をお願いします。また、検査において規制値を超える貝類の毒化が認められた場合は、当該海域や貝の種類等の周知徹底及び漁業者以外の者による採捕、摂食等による事故の発生の防止を図るよう御対応をお願いします。

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 17 日

各都道府県水産主務課長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局  
畜水産安全管理課水産安全室長

### 貝毒に関する監視及び指導について

二枚貝等の貝毒については、「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、関係者に対する適切な指導をお願いしているところです。

昨年に引き続き、本年も既に各地で貝毒による二枚貝等の出荷の自主規制が報告されています。また、例年では発生しなかった海域でも二枚貝等が毒化する可能性があります。

については、貴管下の生産海域における貝毒に関する漁場監視に当たっては、周辺水域での貝毒原因プランクトンや貝毒の発生状況等を考慮し、必要に応じて貝毒検査の頻度を上げる、貝毒監視対象種を追加する等、監視の強化を図っていただくとともに、漁業関係者への指導の徹底をお願いいたします。

また、貝毒の発生について SNS、インターネット等を活用した広報活動により関係者への注意喚起を行っていただいているところですが、生産海域内の潮干狩りが予想される場所、行楽シーズンを向かえることを踏まえ、一般の方への周知が停滞することがないように、衛生部局との適切な連携をお願いいたします。